

七～八世紀の貨幣鑄造機関

竹内 亮

本稿の目的

富本錢に始まる日本古代の鑄造貨幣は、国家が設けた公的機関（官司）が生産した官鑄錢である。文献史料には「鑄錢司」（じゅせんし、ちゅうせんし）等と称する貨幣鑄造機関の存在が記録されており、その変遷についてこれまで多くの研究成果が積み重ねられてきた。現段階では榮原永遠男氏による一連の研究が広く受容されており、近年では仁藤敦史氏が官司の格付や定員の分析からさらに検討を重ねている。本稿はこれらの文献史料に基づく研究を継承しつつ、近年進展著しい発掘調査による出土資料に基づく成果を加えることで、七～八世紀の貨幣鑄造機関の変遷を通覧したい。

一 七世紀の貨幣鑄造機関

古代日本国家による貨幣発行は、天武天皇十二年の詔が史料上の初出事例となる。

【史料一】『日本書紀』天武天皇十二年（六八三）四月壬申条
詔曰、自今以後、必用銅錢^一、莫用銀錢^二。

ここに見える「銅錢」が富本錢を指し、その鑄造が飛鳥池遺跡南地区の工房で行われていたことは広く認められている^③。一方、この工房がどのような名称・性格の機関によって運営されていたのかについては今なお議論が分かれるところであるが、詔によって小刀や針などが生産されたことを示す木簡が同工房跡から出土しており、天皇の意志を直接受けて製品を生産する（家産官司制的）機関^④であったことは確実である。この当時、貨幣鑄造を専業とする機関が単立官司として存在したかどうかは明証がなく不明とせざるを得ないものの、天皇による貨幣発行意志の発現が貨幣生産の大前提であることは、後続の貨幣鑄造機関にも受け継がれたと考えられる。

貨幣鑄造を専業とした官司である鑄錢司の名称は、史料では持統朝・文武朝に確認できる。

【史料二】『日本書紀』持統天皇八年（六九四）三月乙酉条

以直広肆大宅朝臣麻呂、勤大式台忌寸八島、黄書連本実等^一、
鑄錢司^二。

【史料三】『続日本紀』文武天皇三年(六九九)十二月庚子条

始置^⑦鑄銭司^⑧、以^⑨直大肆中臣朝臣意美麻呂^⑩為^⑪長官^⑫。

史料三に「始置」とあることから、持統朝の鑄銭司が一旦廃止された後に文武朝で再置されたようにも見えるが、天皇の代ごとに鑄銭司官人を新たに任命する点に主眼があつたとする吉原啓氏の見解が妥当であろう。^⑦つまり天武・持統・文武の各天皇は各々に貨幣発行意志を発現し、その意志を受けて遅くとも持統天皇八年までには貨幣生産実務を専当する単立官司としての鑄銭司が成立、文武朝でも官司として再認定されたのである。

天武天皇の詔を受けて富本銭を鑄造した飛鳥池遺跡南地区の工房は、持統朝まで製品生産を続けていたとされる。^⑧一方、藤原宮大極殿院南門付近の地鎮遺構から出土した富本銭が飛鳥池遺跡出土品と異なる意匠であることから、^⑨持統天皇八年十二月の藤原遷都を前に新意匠の富本銭を鑄造する機関として史料二の鑄銭司が発足した可能性が松村恵司氏により指摘されている。^⑩史料二に見える黄書連本実が画師として富本銭の意匠作成に天武朝から関与した可能性があることなどからすると、^⑪本実が飛鳥池遺跡の鑄銭工房から引き続きいて持統朝の鑄銭司に任命(再任)されたとも考えられる。すると飛鳥池遺跡の鑄銭工房と持統朝の鑄銭司は、組織としての連続性を有していた可能性がある。また、史料二では筆頭の大宅朝臣麻呂の冠

位が直大肆(後の従五位下に相当)なのに対し、史料三では長官の中臣朝臣意美麻呂は直大肆(従五位上相当)と一階高く、文武朝には鑄銭司長官の相当位が上昇したとみられる。

以上のように七世紀の貨幣鑄造機関は、臨時的な機関から恒常的な官司へと段階的に成長していったと考えられる。

二 八世紀の貨幣鑄造機関(一) 和銅年間

和銅元年正月、祥瑞としての和銅が武蔵国秩父郡から献上されたことを理由として、元明天皇は和銅改元を実施した。^⑫続いて同年二月には、催鑄銭司の官人が任命された。

【史料四】『続日本紀』和銅元年(七〇八)二月甲戌条

始置^⑬催鑄銭司^⑭、以^⑮従五位上多治比真人三宅麻呂^⑯任^⑰之。

当時、近江国・大宰府・播磨国などが銅銭を鑄造して献上したとする史料があり、^⑱催鑄銭司はその名称のとおり大宰府や官司が行う鑄銭事業を監督し催促する官司と考えられる。また、この頃には河内鑄銭司と称する貨幣鑄造官司が存在したことが次の史料から知られる。

【史料五】『続日本紀』和銅二年（七〇九）八月乙酉条

廢銀錢、一行銅錢。太政官処分、河内鑄錢司官屬、賜祿・考選、一准寮焉。

和銅二年に官属（所属職員）の処遇を寮に准ずるとされた河内鑄錢司は、大寮ならば長官の相当位が従五位上となり、文武朝の鑄錢司長官（史料三）、催鑄錢司長官（史料四）、さらに大国である河内国守とも全くの同格となる。これらの官司間に統属関係はなく、文武朝の鑄錢司を改称した催鑄錢司が河内鑄錢司を兼帯した可能性が仁藤説で示されている¹⁵。河内の貨幣鑄造機関は後にも別格の扱いを受けたとみられ（後述）、監督官司の催鑄錢司が鑄錢現業機関の河内鑄錢司を兼帯したとする仁藤説は注目される。ただし、長官が兼任であったとしても官司の場所が同一地とは限らず、催鑄錢司の立地については京官の可能性も含めて検討の余地がある。

周知のように和同開珎には銀錢と銅錢が存在し、銀錢は和銅元年五月、銅錢は同年八月から通用が開始された¹⁶。和同開珎銀錢の発行目的は、称量貨幣（素材の重量を価値基準とする貨幣）としてそれまで普及していた無文銀錢（ないしは銀地金）を、名目貨幣（素材を基準とせず価値が公定される貨幣）である鑄造錢へと置き換えるためと考えられている¹⁷。よってある程度の銀が回収できたと見なされた時点で、和同開珎銀錢は早々に廃止されたのである（史料五）。

この銀錢廢止に伴って河内鑄錢司の准寮措置がなされたことや、この頃の銅錢鑄造が大宰府・諸国で行われていたことなどからみて、和銅二年八月までの河内鑄錢司は主に銀錢の鑄造を担当したと考えられる。准寮措置は、銀錢から銅錢への製品変更に伴う河内鑄錢司の組織強化策であろう。

三 八世紀の貨幣鑄造機関（二）神龜～天平年間前後

和同開珎発行から十数年を経た神龜年間には、鑄錢寮という官司の存在が知られる。

【史料六】神龜三年（七二六）「山背国愛宕郡出雲郷雲下里計帳」¹⁸

戸主出雲臣大海戸（中略）

今年計帳定見良大小口玖人（男三、女六）

不課口捌人（旧）

男式人（民領一、使部二）（中略）

戸主出雲臣大海（中略）鑄錢寮使部（中略）

兄少初位上出雲臣置見（中略）鑄錢寮史生（後略）

仁藤説によると、鑄錢寮は河内鑄錢司（准寮）を兼帯した催鑄錢司の後身官司として、各地の貨幣鑄造を統括する機能を担っていた

とされる。一方で後掲の鑄銭司関連史料でも確認できる職員が所属していることから、貨幣鑄造の現業部門を有していたとも考えられる。鑄銭寮―付属鑄銭工房の関係を催鑄銭司―河内鑄銭司の関係の継承とみる仁藤説では、鑄銭寮の所在地を河内と想定している。しかし、平城京左京三条四坊七坪に和同開珎の種銭(通用銭の鑄型を作るための一回り大きい銭)を鑄造する工房があり、その運営官司が鑄銭寮であったとする松村恵司氏の推察が当を得ているとみられるので、鑄銭寮は京官と考えられる。時期は不明だが催鑄銭司を筆頭とする鑄銭体制は終息し、種銭供給機能を含む鑄銭事業統括機能として神龜年間までに鑄銭寮が平城京に置かれたのであろう。

一方、和銅年間には大宰府や諸国司が担っていた地方での貨幣生産は、この頃には異なる様相を呈していたことが知られる。

【史料七】『続日本紀』天平二年(七三〇)三月丁酉条

周防国熊毛郡牛島西汀、吉敷郡達理山所_レ出銅、試加_二治練_一、並_レ堪_レ為_レ用。便令_二当国採冶_一、以充_二長門鑄銭_一。

この史料には周防国内で産出した銅を同国司に命じて採掘・製錬させ、隣国の長門における銅鑄造の原料にしたとある。長門での鑄銭を担当した機関については、次の史料が参考となる。

【史料八】天平四年以前「播磨国郡稻帳」²¹

依病向京鑄銭司史生無位八戸史広足(中略)

上長門国鑄銭司主典從七位下大宅首佐波(中略)

又鑄銭司民領少初位上贅土師連忍勝(中略)

鑄銭司民領少初位下高安主村三事(中略)

鑄銭司判官從七位下藪田首八嶋(中略)

鑄銭司□(後略)

これは公務によって山陽道を通過し播磨国から食米と酒を供給された官人の一覽で、鑄銭司の判官・主典・史生・民領の通行が確認できる。「向京」「上長門国(長門国ヨリ上ル)」とあることから、榮原説によるとこれらの鑄銭司官人は史料七に見える「長門鑄銭」に關与して畿内へ長門間を往来したと考えられる。そうすると天平年間の地方での貨幣生産は、和銅年間のように諸国が分担したのではなく、鑄銭司が担当していたことになる。

長門における鑄銭工房は、山口県下関市長府の覚苑寺付近で和同開珎の錢范(鑄型)をはじめとする鑄銅関連遺物が出土することから、長門国府の隣接地に立地したことが判明している。同地からは近年の発掘調査で次のような木簡が出土している。

【史料九】長門鑄錢所跡出土木簡⁽²³⁾

天平二年五月四日主典□部連万呂^(錦之)

この木簡は、史料七と同じ天平二年の年紀を有し、史料八にも見える「主典」が署名しており、同地の貨幣鑄造遺跡が史料七・八の記す天平年間の鑄錢工房に該当することを示している。

和銅年間以降、国家は貨幣流通促進のための政策を様々に実施し、養老六年（七二二）には銅錢の公定価値切り下げ（実勢価値への修正）と調錢輸納範圍の拡大が行われた⁽²⁴⁾。これにより養老～神龜年間頃には貨幣の流通量が増大して銅錢の需要が高まり、原料銅を確保するための銅山開発が実施された。史料七の周防の事例もその一端である。また、古代の長門国美祢郡に当たる山口県美祢市の長登銅山跡では奈良時代の大規模な銅採掘・製錬遺跡が見つかっており、ここから大量に出土した木簡により当地には長門国司の運営する官営銅山が置かれていたことが知られる⁽²⁵⁾。木簡の年紀からみて長登銅山は遅くとも神龜年間には稼働しており、上述の銅錢需要拡大期と合致する。このような長門一帯の銅山開発を主要因として、長門での鑄錢事業が開始されたと考えられる。

ただし、この長門の鑄錢工房を単立の官司と認定してよいかどうかは問題が残る。史料七の「充長門鑄錢」は「長門ノ鑄錢ニ充ツ」であり、官司名を直接記してはいない。また榮原氏も述べるように、

史料八に見えるのはいずれも「鑄錢司」であって、地名を冠する官司名ではないことに注意する必要がある。先述の種錢鑄造工房以外にも平城・難波京域の複數箇所と和同開珎の鑄錢工房跡が見つっており、長門を含む複數箇所⁽²⁶⁾に所在した鑄錢工房を、一つの鑄錢司が運営していた可能性も否定できないのである。

今後の課題は、各地の鑄錢工房の実態解明である。平城・難波京域の鑄錢工房の性格については発掘成果のさらなる検討が必要であろう。また、下関市の長門鑄錢所跡では史料九以外にも多數の木簡が出土しており、その内容公表を待つて検討を重ねる必要があるだろう。

四 八世紀の貨幣鑄造機関（三）天平～宝龜年間

以上のように銅錢需要増大に応じた銅山開発と貨幣鑄造機関の強化が天平初年までに行われたが、この政策は天平中頃に至ってさらに増強された。

【史料一〇】『続日本紀』天平七年（七三五）閏十一月庚子条
更置「鑄錢司」。

【史料一一】『続日本紀』天平九年（七三七）十一月甲戌条

加置鑄錢司史生六員^一、通^レ前十六員。

「更に置く」という表現や史生増員から、天平七年に新たに鑄錢司が増設されたことがわかる。この増設鑄錢司の立地については二箇所の候補地が指摘されており、以下で検証してみたい。

①岡田の鑄錢工房

九世紀の史料には、以下のとおり山城国相楽郡岡田郷に鑄錢司が存在したことを示す記述が存在する。

【史料一二】『類聚三代格』卷四 天長四年(八二七)七月三日

太政官符

応^下省^三史生一員^一置^中醫師^上事

右、得^三鑄錢司解^一稱、檢^三案内^一、此司在^二岡田^一之日、典藥醫師一人別置^三司家^一。(後略)

【史料一三】『日本三代実録』貞観七年(八六五)九月廿六日条
勅^三木工寮^一、採^三銅於山城国相楽郡岡田郷旧鑄錢司山^一。

史料一二からは天長四年時点で周防に所在した鑄錢司がかつて岡田の地にあったこと、史料一三からはその地が山城国相楽郡岡田郷にあつて銅山が付属していたことがわかる。当地の鑄錢司が銅山を

伴ったことは、長門における銅山開発と鑄錢工房設置が一連の事業であることと通じ、銅産地の近くに貨幣生産拠点を置くという天平前後の政策の反映とみられる。これは天平七年増設の鑄錢司が岡田に置かれたとみる際には重要な点である。

岡田の鑄錢工房は、京都府木津川市の錢司遺跡がそれに該当するとされる²⁹。同遺跡からは埴堀・羽口・銅滓などの鑄銅関係遺物が出土し、採集品ではあるが和同開珎銅錢の分布も知られている。榮原説では、岡田の地で民間の鑄物師が奈良時代後期に活動していたことを示す文書の存在や、同地の近隣に当たる泉狛村で鑄型用の粘土が産出することなども挙げ、天平七年増設の鑄錢司を岡田に比定している。

②田原鑄錢司

一方、仁藤説ではこの増設鑄錢司が田原の地に置かれたとする。田原鑄錢司の存在は以下の史料により確認できる。

【史料一四】『続日本紀』神護景雲元年(七六七)十二月乙酉条
從五位上阿倍朝臣三原為^三田原鑄錢長官^一、刑部大輔如^レ故。

【史料一五】『続日本紀』神護景雲二年(七六八)五月甲子条
授^三鑄錢長官從五位下阿倍朝臣清成從五位上、次官正六位上多治比真人乙安從五位下^一。以^三勤公^一也。

【史料一六】『統日本紀』神護景雲三年（七六九）三月戊寅条
右中弁從五位上阿倍朝臣清成為「兼田原鑄錢長官」。

神護景雲二年に鑄錢長官であった阿倍朝臣清成が翌年に田原鑄錢長官を兼任していることから、鑄錢司（地名を冠しない）と田原鑄錢司は別個の官司として同時併存したことがわかる。さらに、次のような木簡が存在する。

【史料一七】平城宮跡（南面西門付近）出土木簡³⁰

・ 田原錢五千文
・ 計紀朝臣^{〔人カ〕}主

これは田原鑄錢司で生産された一千文の緡錢五貫に付けられた付札木簡で、「計」以下は田原鑄錢司の職員が錢五千文を計数したことの証明である。近年、平城宮跡の東方官衙地区などから「錢一千文」の記載がある付札木簡が複数出土しており、その年紀が天平宝字六年（七六二）から宝龜二年（七七二）までの九年間にまとまることから、松村恵司氏はこれらの木簡に見える錢を天平宝字四年（七六〇）初鑄の万年通宝、および天平神護元年（七六五）初鑄の神功開宝とみる³¹。さらに、これらの錢一千文付札木簡には「貫民領某」貫

仕丁某」のような貫緡担当者名の記載があり、史料一七の書式と類似していることから、一千文貫の緡錢に仕立てられた万年通宝・神功開宝の生産工房を田原鑄錢司に比定している。

この松村説に従うと、田原鑄錢司は万年通宝を鑄造するために発した官司である可能性が高い。万年通宝は和同開珎の十倍、続く神功開宝もこれと同じ公定価値を与えられ、この両錢は旧錢の和同開珎に対して新錢と呼ばれた³²。これらの新錢が発行された後も旧錢は宝龜三年（七七二）の停止まで現行通貨として通用しており³³、和同開珎の生産は継続していたとみられる。田原鑄錢司が新錢、既存の鑄錢司が旧錢を生産したとすれば、両官司が神護景雲年間に併存していたことをうまく説明できる。

以上により、天平七年増設の鑄錢司は田原ではなく岡田に置かれ、和同開珎の鑄造に従事したことが判明する。ただし、史料一は増員を含む史生全員が単一官司の「鑄錢司」に所属しているように読めるので、増設された岡田の工房を含む各地の鑄錢工房が一つの鑄錢司によって運営されていた可能性がある。これに加えて、さらに天平宝字年間には新錢を鑄造するための田原鑄錢司が別官司として新たに発足したと考えられる。

なお田原鑄錢司の立地については、天平宝字四年（七六〇）造金堂所解³⁴に見える「登美錢司村」（奈良市富雄付近）に隣接する奈良県生駒市北田原・南田原から大阪府四條畷市上田原・下田原の一带

とみる榮原説が妥当であろう。この田原の地は現在では二府県に分かれていたが、生駒市俵口町の長福寺で近年見つかった永仁六年(一二九八)長福寺料田目録に「交野郡田原西郷」「同郡田原東郷」という記載があることなどから、古代には河内国交野郡田原郷という一体の地域であったのが、中世に東西二郷へ分かれ、近世には東郷が大和国に属するという変遷を辿ったとみられる。田原鑄銭司の所在が河内であったとすると、その前身は和銅年間の河内鑄銭司にまで遡る可能性もある。先述のように初期の河内鑄銭司では銀銭を鑄造していたとみられ、河内の貨幣鑄造機関には高額通貨の生産など特別な役割が与えられていたのかもしれない。今後、田原一帯での考古学的発見が期待されるところである。

五 八世紀の貨幣鑄造機関(四) 延暦年間

桓武朝には、次のとおり鑄銭司の廃止と復置が実施された。

【史料一八】『続日本紀』延暦元年(七八二) 四月癸亥条

詔曰、朕君臨區宇、撫育生民、公私彫弊、情実憂之。方欲屏此興作、務茲稼穡、政遵儉約、財盈倉廩。今者宮室堪居、服翫足用、仏廟云畢、錢餽既賤。宜且罷造宮勅旨二省、法花鑄錢兩司、以充府庫之寶、以崇簡易之化。但造宮勅旨

雑色匠手、隨其才幹、隸於木工内蔵等寮。余者各配本司。

【史料一九】『続日本紀』延暦九年(七九〇) 十月甲午条
復置鑄銭司。

史料一八で廃止の対象とされた造宮省・勅旨省・造法華寺司はいずれも称徳天皇に縁の深い官司であることから、この時廃止された鑄銭司は田原鑄銭司で、称徳朝の新銭である神功開宝の生産停止に主眼があったと考えられる。宝龜十年(七七九)以降は旧銭と新銭が同価で併用されることとなり、神功開宝を生産する意義はこの頃には既に失われていた。和同開珎を生産していた聖武朝以来の(地名を冠しない)鑄銭司は宝龜三年(七七二)の旧銭停止に伴って既に廃止されていたと考えられるので、延暦元年以降は貨幣を新たに発行せず、流通している旧銭・新銭を活用する政策がとられたのであろう。

一方、史料一九で復置された鑄銭司については、この時新たに発行された貨幣の存在が知られていなかったことから、復置の意義は不詳とされてきた。ところが近年、桓武朝に新たな意匠で発行された和同開珎の存在が永井久美男氏によって示され、その意義を再検討する余地が生じてきた。この新意匠の和同開珎は古銭界で「跳和同」と呼ばれてきたもので、「和」の第三画、「同」の第二画、「開」

の第六画、「玠」の第七画が左上に跳ねた字体を特徴とする。出土事例が長岡京域に集中することなどから、跳和同は延暦三年（七八四）の長岡遷都前後に生産されたとみられている。跳和同の生産は称徳色の完全な払拭、ならびに元明天皇（天智天皇皇女）が発行した和同開珎への回帰という桓武天皇の意志発現であり、その鑄造機関として延暦九年に鑄銭司が復置されたと考えられる。

桓武朝には続いて延暦十五年（七九六）に隆平永宝が発行され、延暦九年復置の鑄銭司がその生産を担当したとみられる。現段階では桓武朝の鑄銭司の立地については全く不明であり、今後とも跳和同や隆平永宝の生産痕跡を注意深く探求する必要がある。

【史料二〇】『日本紀略』弘仁七年（八一六）七月戊寅条³⁸⁾

廢鑄銭司。

桓武朝の鑄銭司は嵯峨朝の弘仁七年に廃止された。その二年後には富寿神宝の発行に伴って新たな貨幣鑄造機関が設けられたが、以後の展開については別の機会に譲りたい。

註

① 栄原永遠男「鑄銭司の変遷」・「日本古代錢貨の鑄造組織」（『日本古代錢

貨流通史の研究』塙書房、一九九三年）初出一九七七・一九七九年、「鑄銭司の組織と生産体制」（『日本古代錢貨研究』清文堂出版、二〇一一年）初出二〇〇三年。以下、栄原説と略す。

② 仁藤敦史「官制からみた錢貨鑄造官司の変遷について」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第二一〇集、二〇一八年）。以下、仁藤説と略す。

③ 栄原永遠男「飛鳥池遺跡からみた七世紀後半の錢貨」・「日本古代国家の錢貨発行―富本錢から和同開珎へ」（『日本古代錢貨研究』）初出一九九九・二〇〇一年ほか。

④ 市大樹「木簡からみた飛鳥池工房」（『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房、二〇一〇年）が議論を整理している。

⑤ 『飛鳥藤原京木簡一』六三号木簡。

⑥ 古尾谷知浩「古代の鑄銅」（『文献史料・物質資料と古代史研究』塙書房、二〇一〇年）初出二〇〇八年。

⑦ 吉原啓「天武・持統・文武天皇の富本錢発行」（『万葉古代学研究年報』一八、二〇一〇年）。

⑧ 市大樹（前掲註^④）ほか。

⑨ 「大極殿院南門の調査―第一四八次」（『奈良文化財研究所紀要二〇〇八』二〇〇八年）。

⑩ 松村恵司「藤原宮の地鎮遺構と富本錢」（『坪井清足先生卒寿記念論文集―埋文行政と研究のはざま』二〇一〇年）。

⑪ 宮川伴子「道昭と黄文連本実」（『親信卿記』の研究』思文閣出版、二〇〇五年）。

⑫ 『続日本紀』和銅元年正月乙巳条。

⑬ 『続日本紀』和銅元年七月丙辰条「令近江国鑄銅錢」、同三年正月丙寅条「大宰府献銅錢」、同月戊寅条「播磨国献銅錢」。

⑭ 現存銅錢の鉛同位体比分析によると、初期に鑄造された和同開珎銅錢（古

- 和同)の原料銅産地は一箇所に集中せず各地に散在したとみられ、諸国での鑄造を示す史料と対応すると考えられる。齋藤努『金属が語る日本史―錢貨・日本刀・鉄炮』吉川弘文館、二〇一二年。高橋照彦「理化学的分析と考古学からみた日本の錢貨生産」(齋藤努編『国立歴史民俗博物館研究叢書 3 青銅器の考古学と自然科学』朝倉書店、二〇一八年)。
- (15) 仁藤説ではさらに河内国司も兼帯したとする。
- (16) 『続日本紀』和銅元年五月壬寅条、八月己巳条。
- (17) 今村啓爾『日本古代貨幣の創出―無文銀錢・富本錢・和同錢』(講談社、二〇一五年) 初出二〇〇一年ほか。
- (18) 正倉院古文書正集二二(『大日本古文書』(編年) 一―三六五)。
- (19) ただし不課口の総計部分では「民領」、出雲臣置見の個別記載では「史生」と齟齬がみられる。
- (20) 松村恵司『日本の美術 五二二 出土錢貨』至文堂、二〇〇九年。同地点の調査成果については、『平城京左京三条四坊七坪発掘調査概報』(奈良国立文化財研究所、一九八〇年)、種銭工房であることについては、永井久美男「古代出土錢貨の鑄造資料―鑄造関連資料によって新たな展開へ」(『出土錢貨』一三、二〇〇〇年) 参照。
- (21) 正倉院古文書正集三五(『大日本古文書』(編年) 二―一五〇〜一)。
- (22) 濱崎真二「天平二年銘木簡の出土と長門鑄錢司跡」(『山口考古』三〇、二〇一〇年)。
- (23) 前掲註²² 濱崎論文所収の釈文を写真により一部改めた。なお、木簡の保存処理が行われた後に、史料九以外の未公表木簡を含めてあらためて釈文が公表される予定である。
- (24) 『続日本紀』養老六年二月戊戌条、同年九月庚寅条。
- (25) 栄原永遠男「日本古代国家の錢貨発行」(前掲註³)。
- (26) 竹内亮「日本古代の銅生産と流通」(『考古学研究』六六―四、二〇二〇年)。
- (27) 平城京左京八条三坊九坪(『平城京左京八条三坊発掘調査概報―東市周辺東北地域の調査』奈良国立文化財研究所、一九七六年)、難波京細工谷遺跡(『細工谷遺跡発掘調査報告二』大阪市文化財協会、一九九九年)など。
- (28) この他、『日本三代実録』貞観七年十一月廿六日条、同九年六月九日条、同十一年七月十日条、元慶五年六月朔条、同年八月廿日条にも一連の關係史料が見える。
- (29) 『錢司遺跡』(加茂町教育委員会、一九八六年) ほか。
- (30) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』一五―二八下。
- (31) 松村恵司「木簡からみた古代の緡錢」(『出土錢貨』四〇、二〇一九年)。
- (32) 『続日本紀』天平宝字四年三月丁丑条、天平神護元年九月丁酉条。
- (33) 宝龜三年八月十二日太政官奏(『続日本紀』宝龜十年八月壬子条所引)「永止旧錢、全用新錢」。
- (34) 正倉院古文書統修三六(『大日本古文書』(編年) 一六―二八五)。
- (35) 山下秀樹・吉川聡「生駒長福寺本堂と木札の調査」(『木簡研究』三九、二〇一七年)。
- (36) 『続日本紀』宝龜十年八月壬子条「宜_レ聽_レ新旧同_レ価並行」。宝龜三年(七二二)に新錢は旧錢と同価とされ、旧錢は一旦停止されたが、同十年に旧錢の使用が再び認められ、以後は旧錢・新錢が同価で併用された(鎌田元一「改鑄と私鑄錢―奈良時代の錢貨政策」『律令国家史の研究』塙書房、二〇〇八年、初出一九九七年)。
- (37) 永井久美男「日本古代錢「跳和同」と長岡京―和同開珎の再鑄錢」(『出土錢貨』三七、二〇一七年)。
- (38) 『日本後紀』延暦十五年十一月乙未条。
- (39) 『日本後紀』逸文。『類聚国史』卷百七・鑄錢司も同文を収録する。